

令和5年度 随意契約一覧表(会計室)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	会計室	財務会計システムソフトウェア保守業務	財務会計システムの運用支援、障害等発生時の保守対応等	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪市中央区城見2丁目2番6号 富士通Japan(株) 大阪第一統括ビジネス部	9,260,900	財務会計システムは本市用にカスタマイズを施しており、保守についてはシステムの構築・設計を行った当該業者の知識・技術が必要となる。この条件を満たすのは、本システムの開発設計を行った左記業者以外にないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】かに該当)
2	会計室	財務会計システムデータ抽出業務	移行データ抽出、抽出ツール作成、QA対応等	令和5年4月1日から令和6年9月30日まで (令和5年4月1日)	大阪市中央区城見2丁目2番6号 富士通Japan(株) 大阪第一統括ビジネス部	28,609,625	令和5年4月から令和6年9月にかけて新システム構築を行っており、新システムへのデータ移行及び現行システムからのシステム切替を安全に行うためには、現行システムのデータベースの構造やシステム仕様等開発と密接な知識を有している必要がある。この条件を満たすのは、現行システムの開発、設計を行った左記業者以外にないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】かに該当)